

平成30年8月20日

綾瀬市長 古塩政由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



綾瀬市長の所管に属する綾瀬市個人情報保護条例第7条に定める取扱い
制限事項に係る要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

このことについて、平成30年7月18日付けで諮問のありました綾瀬市個人情報
保護条例第7条の規定に基づく諮問事案については、別添諮問事案の内容を適当なも
のと認めます。